

第4次 湯沢市スポーツ推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

湯沢市教育委員会

目 次

1	趣旨	2
2	基本理念	3～4
3	計画の主要課題	5
4	実施の期間	5
5	現状と課題	
	(1) ライフステージに応じたスポーツの推進	6
	(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備	7
	(3) スポーツ情報の充実	8
	(4) スポーツを活用した地域の活性化	8
6	基本施策	
	(1) ライフステージに応じたスポーツの推進	9
	(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備	10～11
	(3) スポーツ情報の充実	11
	(4) スポーツを活用した地域づくり	11
7	施策の体系図	12～13
8	資料	
	(1) 計画策定の経過	14
	(2) 計画策定に関する諮問・答申	15～16
	(3) 計画策定委員（スポーツ推進審議会委員）名簿	17
	(4) スポーツ関係団体	18

1 趣旨

スポーツは、私たち人間の健康な「心」と「体」の発達を促し、体力の向上はもちろんのこと、爽快感や達成感、仲間との連帯感をもたらすとともに、楽しさや喜びを与えるなど、人生をより豊かなものにしてくれます。

また、心身の両面に影響を与えるスポーツは、ストレスを発散し体力の向上、生活習慣病の予防・改善など、健康寿命の延伸が期待できるほか、人間形成にも影響を与えるなど、健全な発達、健康の保持増進に寄与するものです。

さらに近年の急速な高齢化社会の進展や価値観の多様化によるライフスタイルの変化、生活利便化による運動不足、人間関係の希薄化、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式など、社会環境が大きく変わる中、スポーツの果たす役割は、ますます重要となってきています。青少年の健全育成や地域コミュニティの形成のみならず、産業や観光と結び付くことによる地域経済の活性化など、地方創生の側面からもスポーツによる効果が期待されます。

国では、平成23年6月にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を全面改正したスポーツ基本法（平成23年法律第78号）で、「スポーツを通じ幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であり、青少年の体力向上と健全育成、地域の一体感や活力の醸成、地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」としています。平成24年3月、国はこのスポーツ基本法に基づき、国、地方公共団体、スポーツ団体などの関係者が一体となって、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための重要な指針としてスポーツ基本計画を策定し、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画を策定しています。また、県も平成30年3月に「第3期秋田県スポーツ推進計画『スポーツ立県あきた』推進プラン2018-2021」を策定し、スポーツ推進に関する目標や施策がより具体的に示されています。

本市では、新市合併1年後の平成18年4月に「湯沢市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツ振興に関する様々な施策を実践してきましたが、社会情勢の変化に対応するとともに、国・県の上位計画を踏まえ、本市の実情に即した計画の見直しを行う必要があることから、令和3年4月以降5年間の推進計画を策定することにいたしました。

2 基本理念

スポーツの意義と基本目標

平成23年6月に制定されたスポーツ基本法に基づいて国が策定した第2期スポーツ基本計画のうち、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」の中で、スポーツに取り組む意義について、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できること、スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできること、さらには、スポーツの価値を共有し、人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に貢献できるなどとして、様々なスポーツ活動に、主体的に関わっていくことが重要であるとしています。

本市ではこれまで、市民各層を対象としたスポーツ・レクリエーション機会の提供、交流人口拡大を考慮した各種スポーツ大会を開催及び支援するとともに、スポーツ施設の整備・充実に努めてきましたが、今日の長寿社会において、健康づくりや体力向上など、様々な観点からスポーツに対する市民の関心をより高めるとともに、市民ニーズを踏まえ、スポーツ機会の更なる拡充やスポーツを通じた、にぎわいあるまちづくりに努めていく必要があります。

これらのことから「市民の誰もがスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせるために」を基本理念とし、子どもから高齢者までが生涯にわたって、それぞれの状況に合わせて気軽にスポーツに親しみ、次代を担う子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を抱けるような環境づくりを進めます。

基本理念

市民の誰もがスポーツに親しみ

健康で心豊かに暮らせるために

～年代を問わず市民の誰もが様々なかたちでスポーツに関わり

心身ともに健康で豊かに暮らせるまちを目指して～

本市においても「する」「みる」「ささえる」の多様なスポーツへの関わり方が求められています。また、子どもから高齢者まで分け隔てなくスポーツに親しむことで、スポーツの価値を共有した共生社会の実現も求められています。

本計画では、前記の基本理念に従い、市民はもとより、行政、学校、スポーツ団体等、スポーツに関係する機関や団体が連携・協働して「年代を問わず市民の誰もが様々なかたちでスポーツに関わり、心身ともに健康で豊かに暮らせるまち」を目指すための基本的な方針を次のように定めます。

基本方針

生涯スポーツ社会の実現と
スポーツを通じたまちづくり



3 計画の主要課題

ライフステージに応じたスポーツの推進

市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

スポーツ情報の充実

スポーツを活用した地域づくり

4 実施の期間

本計画は、スポーツ基本法に基づき、策定するスポーツ推進に関する計画であり、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年とします。



5 現状と課題

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

① 生涯スポーツについて

市民の誰もが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送る中で、スポーツへの関心やスポーツを行う動機付け、習慣化への取組など日常のかつ気軽にスポーツに親しむ機会、年齢による生活の変化に合わせた習慣的なスポーツ活動の実践などが、十分とはいえません。

このため、いつでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会を実現できる環境の充実が求められています。

② 子どものスポーツ運動能力について

義務教育期における活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎となるものです。ライフスタイルの変化やゲーム機及びスマートフォンの普及などにより、日常生活で体を動かす機会が減少している状況にあります。

こうした中、運動機会を定期的に提供し、体力の向上を図るためには、保護者をはじめとした地域住民や、スポーツ関係団体との連携を強化し、多様なスポーツ活動を効果的に実践していく取組が求められています。

③ 競技スポーツについて

アスリートの活躍は、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めるとともに、応援機運を醸成するなど、社会全体に活力を与えます。ジュニア期からの中長期にわたる一貫した指導や、支援等による継続的かつ効果的なアスリートの育成や強化が求められています。

④ 障がい者スポーツ活動について

障がい者にとってスポーツは総合的なリハビリテーションとして効果的であり、社会参加の促進に寄与しています。障がい者が能力や個性、意欲に応じて、自主的にスポーツを行う環境づくりが重要となり、そのために、障がい者スポーツ指導者の育成や支援者の確保など支援体制の充実が求められています。

(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

① 総合型地域スポーツクラブの活動について

本市においては、複数の総合型地域スポーツクラブが設立され、市民が様々なスポーツにふれる機会を提供する地域スポーツの担い手としての役割を果たしていますが、自立的なクラブ運営のため自己財源の確保など、経営基盤の強化が課題となっています。

そのため、総合型地域スポーツクラブが、安定的かつ継続的に運営され、スポーツを通じた地域コミュニティの核としての重要な役割を果たしていけるよう、それぞれの実情に応じたきめ細かな支援策を講じ、更なる成長と活動の充実に向けて後押しする必要があります。

② スポーツ施設について

市民の誰もが気軽に、かつ安全にスポーツに親しむことができるように環境の改善や機能の充実等を計画的に進めていくことが求められています。また、スポーツ施設の長寿命化や今後の施設のあり方、利便性、地域の実情に応じた施設の管理運営方法についても検討していく必要があります。

③ スポーツ関係組織のネットワークについて

湯沢市体育協会をはじめとするスポーツ関係団体と更なる連携や協力を行うことで、スポーツによる市民の健康づくりの推進や、本市の競技水準の向上を目指すため、学校や地域も含めたネットワークを構築するなど、官民一体でスポーツ推進に努めていく必要があります。

④ 市スポーツ推進委員会との関わりについて

スポーツ基本法の制定に伴い、地域のスポーツ推進体制の重要な部分を担うこととされている「スポーツ推進委員」については、市が実施する事業の運営等の業務や実技指導は概ね実施されているものの、更なる資質向上と優れた人材発掘に努め、地域におけるスポーツ活動全般にわたるコーディネート等の役割を強化していく必要があります。

(3) スポーツ情報の充実

① スポーツ情報の積極的な発信について

スポーツ情報は、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しむきっかけづくりに繋がります。そのため、様々な市民のニーズや、個々のライフスタイルに合わせた発信、さらにスポーツに興味がある人、ない人それぞれに対する情報提供など、より効果的な発信方法を検討していくことが求められています。

(4) スポーツを活用した地域の活性化

① スポーツ大会・イベント等の開催誘致について

大規模イベント等の円滑な開催や誘致を通して、スポーツを「する」ことに加え、間近で競技レベルの高いスポーツを「みる」機会の拡大を図り、市民に夢や感動を届けることで、スポーツに関心をもつきっかけづくりを推進できます。さらに、大会や選手を「ささえる」ボランティア活動を通じて、スポーツに対する参加意欲を高める取組が期待されています。

また、地域における世代間や地域間交流、そして地域経済の活性化が促進されるよう、広く市民が自主的にスポーツに関わることができる機会の創出、そしてその体制づくりによるスポーツ交流人口の拡大が求められています。



6 基本施策

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

市民の誰もが、体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

① 生涯スポーツの充実

市民の誰もが、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、あるいはスポーツを支える活動に参画することができる社会の実現に向け、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体等と連携・協働による効果的な事業の実施に努め、生涯スポーツの推進を図ります。

② 子どものスポーツ運動能力向上

体育や保健体育の授業だけでなく、地域やスポーツ団体、スポーツ推進委員等と連携を図り、子どもたちの興味や関心、意欲を高め、体力や運動能力向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ資質等の育成につながる取組を推進します。

③ 競技スポーツの充実

本市のスポーツ環境で育った競技選手が、その技能をレベルアップさせ、オリンピックをはじめとする国際大会や全国大会で活躍することは、市民に夢や感動を与えるだけでなく、青少年のスポーツに対する意識を高めます。ジュニア競技力の向上を図るため、競技団体と連携し、アスリート育成の取組を推進します。

④ 障がい者スポーツ活動の支援

誰もが楽しむことができるスポーツを普及するとともに、障がいの有無に関わらず参加できるスポーツイベントや教室等を開催し、あるいはその支援を行い、お互いの理解と認識を深めることで、共生社会の実現を目指します。

また、障がい者スポーツへの関心が高まるよう情報発信に努め、ボランティア等の支援者確保を行います。

(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ運営の活性化やスポーツ関係団体との更なる連携を図るとともに、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を推進します。

① 総合型地域スポーツクラブの活動充実

地域のスポーツ推進を図る総合型地域スポーツクラブは、様々なスポーツにふれる機会を提供し、地域スポーツの担い手としての役割を果たしています。

世代間の交流や地域のコミュニティづくりが推進されるよう、総合型地域スポーツクラブの会員募集や活動内容等の広報等に積極的に協力し、認知度向上を支援します。さらにスポーツを通じた「新しい公共」を担う地域コミュニティの核として充実・発展するため、地域自治組織など関係機関とも連携しながら、各地域の実情に応じたきめ細かな支援策を推進します。

② スポーツ施設の整備と有効活用

市は17のスポーツ施設を所有していますが、多くの施設の老朽化が進んでいます。そこで、個別施設の方向性等を示した「湯沢市公共施設再編計画」、今後策定する長寿命化に向けた「湯沢市公共施設保全計画」及び「湯沢市スポーツ施設整備実施計画(後期)」に基づき、スポーツ施設の長寿命化や利便性向上等、より安全、安心、快適な施設づくりに向けた総合的かつ計画的な施設の修繕や改修、機能向上に取り組むとともに、市民ニーズに応える設備の充実など、環境整備を進めることで利用促進を図ります。

また、地域に身近な施設として、学校体育施設開放を継続し、市民が利用しやすい環境を整えます。スポーツ施設に指定管理者制度を導入する際は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体を登用するなど、市民が安心して利用できるよう施設の管理・運営方法について検討します。

③ スポーツ関係組織のネットワークづくり

市のスポーツ振興推進母体となる総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体等との連携強化を図り、多様な市民ニーズに応えられる体制づくりに努めます。

また、教職員の働き方改革を踏まえ、子どもたちが放課後や休日に継続してスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体等で指導者の確保や育成を図り、学校と地域の連携強化及びスポーツ習慣の形成や定着化を図る取組を支援します。

④ 市スポーツ推進委員会との連携強化

スポーツ推進委員は、スポーツ活動のコーディネーターとして地域に欠かせない存在であることから、今後もスポーツに深い関心と理解、そしてスポーツに対する熱意と能力を有する人材の確保に努めます。また、より効果的な研修の実施や県が主催する指導者研修等への積極的な参加の呼びかけを通して更なる資質向上に努めます。

(3) スポーツ情報の充実

スポーツのもつ多様な意義をメディアや団体を通じて広く市民に周知し、その価値の共有を図りスポーツの参画人口と関心層の拡大を図ります。

① スポーツ情報の積極的な発信

スポーツに関する地域の魅力あるスポーツイベントや施設の位置情報、設備・用具等の関連情報などについて、広報やラジオ、テレビ、新聞、SNS等、多様な媒体を活用し、あらゆる世代に向け、即時性、拡張性のある情報発信に取り組みます。

また、スポーツのもつ多様な意義を広く市民に周知し、その価値の共有を図ることにより、参画人口と関心層の拡大を図ります。

(4) スポーツを活用した地域づくり

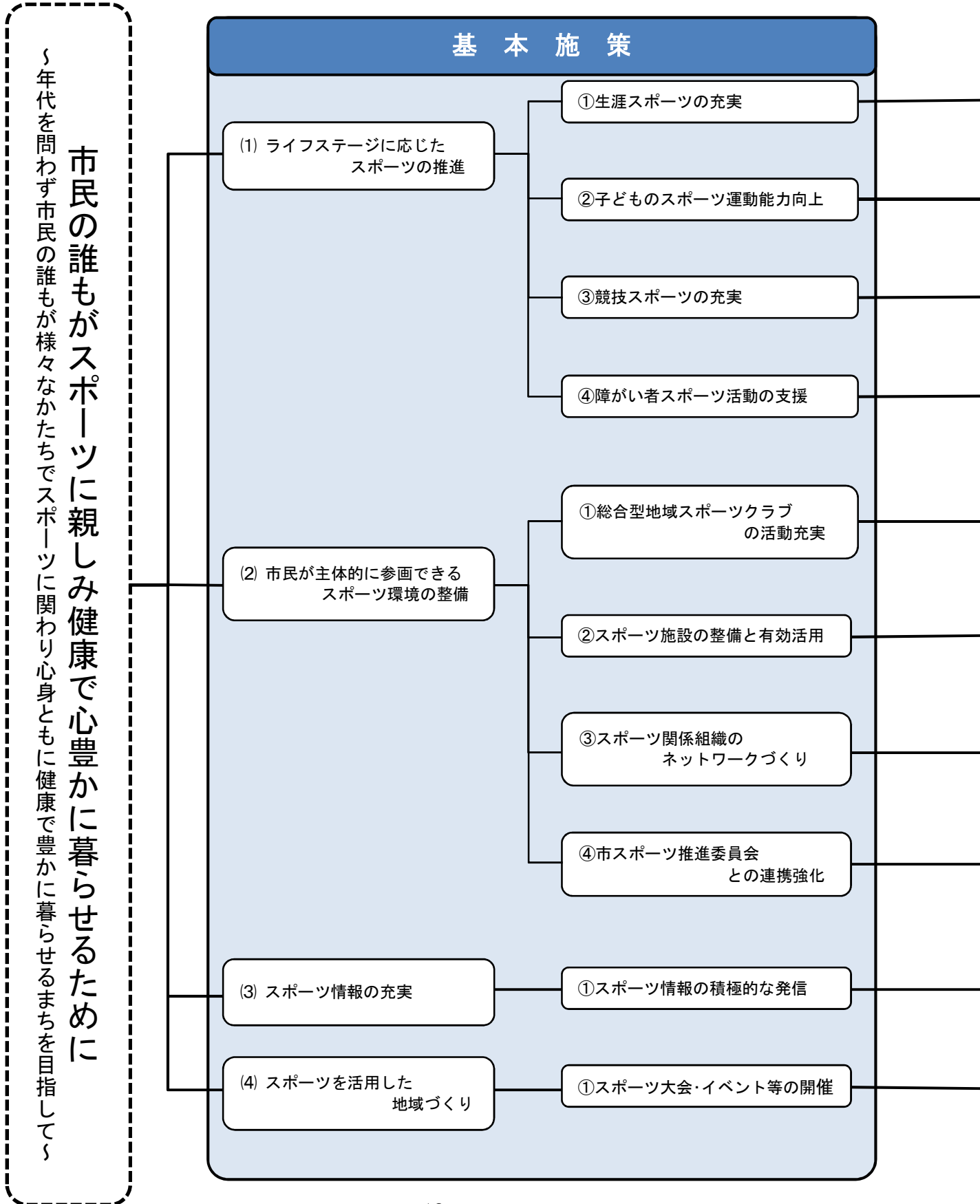
スポーツを通じて、人と人、地域と地域の交流を促進し、活力ある絆の強い地域社会の実現と地域経済の活性化につなげます。

① スポーツ大会・イベント等の開催

スポーツ大会やイベント等の開催を通して、本市の個性と魅力を広く発信するとともに、市民をはじめ、地元団体と連携、協働し、本市独自の特色ある企画やおもてなしをするなど、大会の魅力や満足度の向上を図り、更なる誘客に取り組みます。

また、県内や地域密着型のプロスポーツイベント、スポーツ大会等を誘致することにより、トップアスリートとの交流の機会を提供し、子どもたちに夢と希望を届け、スポーツを通じた交流を推進することで市民のスポーツ機運の醸成を図りながら多くの人を呼び込み、地域の活性化につなげます。

7 施策の体系図



施策内容

●生涯スポーツ推進体制の充実 ●幼児期からの体力・運動能力向上施策の推進 ●子どもの体育授業以外の運動機会の確保と心の教育の推進 ●若者が気軽に参加できるスポーツイベントや家族で参加できるスポーツ教室等の開催 ●健康増進のための教室・講座の開催 ●新しい生活様式の中での感染症予防対策の取組

●子どもの体力・運動能力向上に関する取組の推進 ●地域と連携した子どもの運動機会拡充のための取組の推進 ●望ましい生活習慣の確立と栄養指導等の充実 ●スポーツ医学・科学を活用したスポーツ障害・事故防止等の啓発 ●指導者の資質向上を目指した講習会等の開催

●ジュニアからの一貫指導体制の確立による競技力向上の推進 ●指導者の資質向上を目指した講習会・研修会の開催 ●各競技団体による選手強化等の取組や各種大会参加の支援

●関係団体等との連携による障がい者のスポーツ参加機会拡充の推進 ●指導者の確保・育成と活用による障がい者スポーツの普及・拡大 ●スポーツ施設のバリアフリー化の促進

●総合型地域スポーツクラブとの連携・協働 ●運営基盤強化のための支援の継続 ●クラブマネージャー及び指導者等の情報交流の促進 ●スポーツ施設指定管理者としての積極的な登用 ●活動紹介等の情報発信

●利用者のニーズに応じた施設環境の整備・充実 ●学校体育施設開放事業の実施と利用条件等に関する検討 ●指定管理者制度等による効率的・効果的な施設運営の推進 ●施設利用者に対する新しい生活様式の中での感染症予防対策の取組

●スポーツ団体間の連携強化と活動基盤充実の支援 ●総合型地域スポーツクラブ間のネットワークの構築 ●実用的な指導者登録と指導者派遣システムの構築

●連携・協働による各種事業の実施 ●市スポーツ推進委員会の組織力向上に向けた支援 ●スポーツ推進委員の資質向上を目指した研修等への参加促進

●広報紙・ホームページ等を活用したスポーツ情報の提供 ●SNS等を活用したスポーツイベント等の情報発信 ●施設の位置情報や設備等の関連情報の提供 ●集客力のある大型イベント等に連動した情報発信

●大規模なスポーツ大会やプロスポーツイベント等の開催誘致 ●既存スポーツ大会への市民参加及び観戦機会の拡充 ●大会・イベント等を支えるボランティア登録制度の検討 ●スポーツを通じた国際交流の推進

8 資料

第4次湯沢市スポーツ推進計画策定の経過

令和2年	
6月25日	令和2年度第2回湯沢市スポーツ推進審議会（諮問） - 第1回湯沢市スポーツ推進計画策定委員会 - （策定方針について審議）
8月6日	令和2年度第3回湯沢市スポーツ推進審議会 - 第2回湯沢市スポーツ推進計画策定委員会 - 第4次湯沢市スポーツ推進計画（骨子）の提示
9月18日	第4次湯沢市スポーツ推進計画（素案）の提示 （スポーツ推進審議会委員へ事前配布）
10月1日	令和2年度第4回湯沢市スポーツ推進審議会 - 第3回湯沢市スポーツ推進計画策定委員会 - （計画（素案）について審議）
11月10日	第4次湯沢市スポーツ推進計画（案）提示 （スポーツ推進審議会委員へ事前配布）
11月27日	令和2年度第5回湯沢市スポーツ推進審議会（答申）
12月16日	教育委員会において計画（案）を提案
12月18日	第4次湯沢市スポーツ推進計画（案）に対する意見募集 （パブリックコメントの実施）

湯教生第202号
令和2年6月25日

湯沢市スポーツ推進審議会
会長 柿崎 清 様

湯沢市教育委員会
教育長 和田 隆 彦

第4次湯沢市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

「第4次湯沢市スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツ基本法（平成23年法律第78条）第10条及び湯沢市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、次の諮問の理由を添えて諮問いたします。

なお、答申の期日につきましては、令和2年11月末日までとしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

（諮問理由）

スポーツは、人生をより豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは大きな意義を有しています。

本市においては、平成27年度に策定した「第3次湯沢市スポーツ推進計画」を指針として、スポーツの推進に努めてきたところでありますが、現計画は今年度が最終年次となります。

つきましては、現計画を踏まえ、令和3年度以後5年間の指針となる「第4次湯沢市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、基本となるべき答申をいただきたく、貴審議会に諮問するものです。

令和2年11月27日

湯沢市教育委員会

教育長 和田 隆彦 様

湯沢市スポーツ推進審議会

会長 柿崎 清

第4次湯沢市スポーツ推進計画の策定について（答申）

令和2年6月25日付け湯教生第202号により諮問がありました標記の件について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添内容のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、関係機関等と十分に連携を図るよう望みます。

計画策定委員名簿

湯沢市スポーツ推進審議会委員（任期：令和2年4月30日～令和4年3月31日）

氏名	所属・役職等	備考
柿崎 清	湯沢市体育協会 理事長	会長
高橋 久人	NPO法人 ゆざわサンマリッツスポーツクラブ クラブマネジャー	
村上 聖子	チャレンジスポーツクラブいなかわ クラブマネジャー	
菅 善徳	NPO法人 こまちハートオブゴールド クラブマネジャー	
兼子 正寛	みなせスポーツ・文化クラブ「楽日人」 クラブマネジャー	
寺門 敏子	NPO法人 サポートセンター・ビーイング 理事長	
篠原 育子	秋田県エアロビック連盟 副理事長	
佐藤 隆康	湯沢市観光物産協会 事務局長	
渡部 剛	湯沢市小・中学校長会	
高橋 美雅	湯沢市スポーツ推進委員会 会長	副会長

(敬称略)

スポーツ関係団体

名称	所在地等
湯沢市体育協会	〒012-0031 湯沢市字沖鶴 140 湯沢市総合体育館内
湯沢市スポーツ少年団本部	〒012-0031 湯沢市字沖鶴 140 湯沢市総合体育館内
総合型地域スポーツクラブ NPO法人 サンマリッツゆざわスポーツクラブ	〒012-0031 湯沢市字沖鶴 140 湯沢市総合体育館内
総合型地域スポーツクラブ チャレンジスポーツクラブいなかわ	〒012-0105 湯沢市川連町字大館中野 87-1 稲川交流スポーツエリア内
総合型地域スポーツクラブ NPO法人 こまちハート・オブ・ゴールド	〒019-0321 湯沢市秋ノ宮字中島 365 雄勝スポーツセンター内
総合型地域スポーツクラブ みなせスポーツ・文化クラブ「楽日人」	〒012-0183 湯沢市皆瀬字沢梨台 106 皆瀬生涯学習センター内

湯沢市教育委員会
教育部生涯学習課スポーツ振興班

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
TEL 0183-55-8286
FAX 0183-72-8515
E-mail:k-sports@city.yuzawa.lg.jp